

審査の結果の要旨

氏名 岡井 有佳

フランスは、わが国同様に都市化の進展が著しく、基礎自治体を超えて広域的に調整すべき課題が増加するなど広域都市計画が必要とされてきたが、これまで十分に機能してこなかった。しかしながら、近年のグローバル化や欧州化の中で、都市の競争力を高めることを目的に、複数のコミューヌからなる一体的な空間である「都市圏」が創設され、その中心的計画として位置づけられた広域都市計画 SCOT は、従前の基本計画 (SD) から大幅な改正が行われた結果、その策定が急激に進んでいる。本研究は、フランスにおいて重要な役割を担いつつある都市圏を単位とする計画の中で中心的計画として位置づけられている SCOT をとりまく制度の特徴と運用の実態を明らかにすることを目的としている。さらに、地方分権下におけるわが国の都市計画システム構築に貢献するため、国と地方の役割分担という観点から国の関与のあり方について考察を加えた優れた研究である。

本研究は、序章を含め全 6 章から構成されている。

第 1 章では、フランスの空間計画システム全般を概観し、SCOT を制度論から分析している。

第 2 章では、「都市圏」の主体となる広域行政組織について検討し、一体となった「都市圏」全域において、権限・財源・意志決定機関をもつ包括型 EPCI が設置され、SCOT をはじめとする広域計画を策定し、「都市圏」の将来の発展を検討することが望ましいとされたが、実際には、EPCI の区域は「都市圏」より小規模なものが多く、今後は EPCI の再編・統合による区域の拡大が望まれること、また、その区域設定には地域的要因が大きく影響しており、共通の目標をもった組織として持続可能な発展を行うためには、「都市圏」を考慮したうえで地域的要因を重視することが必要であると指摘している。

第 3 章では、実効性あるシステムに貢献している SCOT の特徴を整理するとともに、その区域設定と関係主体間の調整手法の実態を把握することで、SCOT を制度面および実態面から考察している。SCOT の区域は EPCI の区域の影響を大きく受け、理想とされた「都市圏」より小さく、同一「都市圏」に複数の SCOT が隣接して設置される場合が多いことを示し、その要因を分析している。また、運用上、隣接する SCOT 間での協力連携体制が整備されていること、関係主体間の調整は透明性のある民主的プロセスがとられていることが事例から把握されたが、法的には位置づけられていないことを指摘している。

第 4 章では、SCOT 策定における合意形成手法について論じ、フランスの住民参加は、住民主導型ではなく代表制民主主義を補完する役割として機能していること、議員や専門家と住民との間の役割分担が明確になされており、特に議員の役割が大きいことを示した。

また、住民は常に情報を入手し、意見を述べる機会が与えられ、その意見は必ず検討されていることを事例から把握したが、法的には必ずしも担保されているものではないことをあわせて指摘した。

第5章では、都市の競争力を高めるために複数の都市圏を対象に創設されたメトロポール政策について論じ、新たな広域圏における協力連携の実態を明らかにしている。

第6章では、結章として本研究の知見をまとめている。

SCOT の特徴として、①多様な分野にわたる政策文書を含む総合的計画であること、②SCOT を通じて垂直的整合性と水平的整合性が確保されたこと、③SCOT の策定を促す「都市化の制限」の原則が定められたこと、④策定主体として広域行政組織が明確に位置づけられたこと、⑤フォローアップや評価が義務付けられ主体の存続が計画の有効性に不可欠であること、⑥国の関与は広域的観点や整合性・合法性のコントロールに限定されたことを整理した。また、制度上十分に規定されなかった点や、想定されなかった点については、運用上においてその意図を補足あるいは補完する方向で何らかの取り組みがなされており、制度上の不備を運用上において補うことで整合性かつ実効性ある計画になっていると考えられることを示した。また、国は法規制等により一定の枠組みを構築し、地方はその枠組みの中から適当なものを選択し自主的に実施していく柔軟なシステムが形成されており、地方が実施する場合には何らかの利得を、実施しない場合には地方の自主性を制限するといった間接的手法により、国が一定の方向性に誘導していると見ることができる。

本研究は、フランスの広域都市計画 SCOT を事例として、法制度面からのみならず具体的事例を用いることで運用面においても詳細な分析が行われており、日本の広域計画制度のあり方を議論する上で高い有用性を持つものであるとともに、地方分権の観点からみた国の役割についても重要な示唆を含んでいる。

よって本論文は、博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。